

山口県監査委員の内部統制に関する方針

監査業務を安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくためには、あらかじめ業務執行におけるリスクを認識した上で、適切な対応策を講じるとともに、その取組を評価し、改善を図ることが必要である。

このため、以下のとおり本県監査委員の内部統制に関する方針を定め、適正な業務の執行に努めることとする。

1 内部統制の目的及び取組

- (1) 監査業務の効率的かつ効果的な遂行
監査業務を効率的かつ効果的に遂行するため、組織及び運営の合理化に努める。
- (2) 報告の信頼性の確保
報告の信頼性を確保するため、財務事務を適正に執行し、監査結果報告等を適切に作成・公表するとともに、情報の適正な管理に努める。
- (3) 監査業務に関わる法令等の遵守
監査業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、職員の研修や定期的な事務の点検等に努める。
- (4) 資産の保全
監査業務に関わる資産の保全を図るため、資産の適切な利活用及び管理に努める。

2 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務とする。

3 内部統制を有効に機能させるための取組

- (1) 推進・評価体制の確保
監査委員事務局長を実務責任者とする推進・評価体制を確保する。
- (2) 知事等との連携
内部統制の推進等に当たっては、適宜、知事等との意見交換等を行い、連携を図る。
- (3) 結果の公表
内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価を行い、その結果を公表する。
- (4) 体制及び手法等の見直し
内部統制に係る推進・評価体制及び手法等については、評価結果や知事等からの意見等を踏まえ、適宜見直しを行い、より効率的かつ効果的なものとなるよう努める。

令和6年5月20日

監査委員 友広 巖
監査委員 曾田 聡
監査委員 古林 照己
監査委員 正司 尚義